

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部
を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一 職員に対する定年退職日前の退職の勧奨の制限

任命権者は、次に掲げる事由により退職を勧奨する場合を除き、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）に対して、その定年による退職の日前に退職することを勧奨してはならないこと。

官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずること。

国家公務員法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるよう要請する必要があること。

（国家公務員法第八十一条の二の二関係）

二 職員の離職後の営利企業への就職に係る制限の強化

職員が営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位でその離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就く

ことを制限する期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

(国家公務員法第百三条第二項関係)

三 職員の離職後の営利企業以外の事業の法人その他の団体への就職に係る制限

- 1 職員は、離職後五年間は、営利企業以外の事業の法人その他の団体（国、特定独立行政法人、日本郵政公社及び地方公共団体を除く。以下同じ。）の地位（当該地位に就くことについて両議院の同意によることを必要とするものを除く。2及び3並びに第三の一において同じ。）で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。ただし、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しないこと。
- 2 人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした1の承認の処分に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた1の国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社における官職、承認に係る営利企業以外の事業の法人その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならないこと。

- 3 1に違反して営利企業以外の事業の法人その他の団体の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処すること。

(国家公務員法第百四条の二及び第百九条第十五号関係)

四 本省審議官級以上の職員が離職後に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の報告等

- 1 国家公務員倫理法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員は、離職後十年以内に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合は、人事院規則の定めるところにより、人事院に対し、当該職員が離職前五年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社における官職、当該役員等の地位その他必要な事項を報告しなければならないこと。
- 2 人事院は、毎年、遅滞なく、前年において1により報告された事項を国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。
- 3 1に違反して故意に報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処すること。

(国家公務員法第百三条の二、第百四条の三及び第百九条第十四号関係)

第二 自衛隊法の一部改正

一 隊員に対する定年退職日前の退職の勧奨の制限

任命権者による自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（以下「隊員」という。）に対する定年による退職の日前の退職の勧奨について、第一の一と同様の制限を行うこと。

（自衛隊法第四十四条の二の二及び第四十五条第四項関係）

二 隊員の離職後の営利を目的とする会社その他の団体への就職に係る制限の強化

隊員が営利を目的とする会社その他の団体の地位でその離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを制限する期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

（自衛隊法第六十二条第二項関係）

三 隊員の離職後の営利を目的とする団体以外の法人その他の団体への就職に係る制限

隊員が離職後五年間に営利を目的とする団体以外の法人その他の団体の地位で防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことの制限について、第一の三と同様の措置を講ずること。

(自衛隊法第六十三条の二及び第一百十八条第一項第五号関係)

四 本庁審議官級以上の自衛隊員が離職後に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の報告等

自衛隊員倫理法第二条第三項に規定する本庁審議官級以上の自衛隊員が離職後十年以内に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の防衛庁長官に対する報告等について、第一の四と同様の措置を講ずること。

(自衛隊法第六十二条の二、第六十三条の三及び第一百十八条第一項第四号関係)

第三 独立行政法人通則法の一部改正

一 特定独立行政法人の役員が離職後の法人その他の団体への就職に係る制限の強化

特定独立行政法人の役員が離職後の就職の制限の対象について、営利企業の地位でその離職前五年間に在職していた特定独立行政法人、国の機関又は日本郵政公社と密接な関係にあるものを、法人その他の団体の地位で当該密接な関係にあるものに拡大するとともに、当該制限の期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

(独立行政法人通則法第五十四条第四項及び第六十九条第二号関係)

二 特定独立行政法人の役員が離職後に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の報告等

特定独立行政法人の役員が離職後十年以内に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の人事院に対する報告等について、第一の四と同様の措置を講ずること。

(独立行政法人通則法第五十四条第六項及び第七項並びに第六十九条第三号関係)

第四 日本郵政公社法の一部改正

一 日本郵政公社の役員の離職後の法人その他の団体への就職に係る制限の強化

日本郵政公社の役員の離職後の就職の制限の対象について、営利企業の地位で日本郵政公社又はその離職前五年間に在職していた国の機関若しくは特定独立行政法人と密接な関係にあるものを、法人その他の団体の地位で当該密接な関係にあるものに拡大するとともに、当該制限の期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

(日本郵政公社法第五十二条第四項及び第七十条第二号関係)

二 日本郵政公社の役員が離職後に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の報告等

日本郵政公社の役員が離職後十年以内に法人その他の団体の役員等の地位に就いた場合の人事院に対

する報告等について、第一の四と同様の措置を講ずること。

(日本郵政公社法第五十二条第六項及び第七項並びに第七十条第三号関係)

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。